

しおかぜ



No.333 2019 7月号

第7回通常総会……………2～5

第105回 税金よもやま話

『消費税の軽減税率』……………6

第31回「知って得する？」社労士の独り言

『健康保険法の一部改正とマイナンバーカードの
利用促進について』……………7

地域の会員企業紹介……………10

おじゃましました♪会員訪問

Vol.26 ON THE PIG'S BACKさん……………11

第7回 通常総会・研修講演会を開催



公益社団法人藤沢法人会の第7回通常総会並びに記念研修講演会が、6月12日(水)湘南クリスタルホテルで、会員・来賓他193名出席のもと開催されました。

総会の前段で開催された研修講演会では、入内嶋晃事業研修委員長の司会で、経済ジャーナリストの渋谷和宏氏をお招きし、「これから注目されるビジネスとは」と題する講演を拝聴しました。

総会は、田邊勝利総務委員長の司会で進行。川上彰久副会長の開会のことばに続き、司会より定足数を確認し、総会の成立を宣言しました。次に吉岡耐子副会長より来賓が紹介され、鈴木勝貴会長が挨拶を述べられました。

続いて2018年度の会員増強優秀支部表彰が行われ、横山貢組織副委員長より表彰内容と該当者を発表し、個人では、5件以上の5名に表彰状、2団体に感謝状が、会長より贈呈されました。(表彰状並びに感謝状贈呈者は3頁に掲載)

議案審議は、鈴木会長を議長に、第一号議案・2018年度財務諸表報告及び監査報告に関する承認の件を上程し、川又辰治総務副委員長より報告後、大野千寿子監事より監査報告が行われ承認されました(正味財産増減計算書は4頁に掲載)。

第二号議案・任期満了にともなう役員改選に関する承認の件を上程、理事・監事に関し、4月22日に行われた理事会において各支部より推薦された方々を横山貢総務委員より発表し、それぞれ承認を得ました。

次に報告事項として、2018年度事業経過報告を成勢啓一総務委員、2019年度事業計画を伊藤和司総務委員、2019年度予算を田村進総務委員(正味財産増減予算書は5頁に掲載)、がそれぞれ報告を行いました。

以上で、議案審議並びに報告を終え、次に藤沢佳文・藤沢税務署長、鈴木恒夫・藤沢市長、須藤修司・藤沢商工会議所副会頭、川崎理・東京地方税理士会藤沢支部副支部長より祝辞を頂戴し、大川信乃副会長の閉会のことばで終了しました。

総会終了後には、先ほど承認された新理事が別室で選考委員会を開催し、正副会長、各委員長等を選出し、懇談会の席上で発表されました。

懇談会では、田中靖一副会長が開会のことばの後、この席からご臨席いただいた来賓の方々をご紹介します。川本雅美・藤沢県税事務所長の乾杯のご発声の後、会員相互の交流を目的として盛大に行われ、相原厚志副会長の閉会のことばで終了しました。

新会長に川上彰久氏

鈴木勝貴会長に続く第10代会長には川上彰久氏が選出されました。

前任の鈴木会長は、平成27年6月の就任以来、2期4年の間、藤沢法人会の牽引力としてその任を果たされました。

今回の役員改選をもって退任となりましたが、引き続き本会並びに支部等での運営に尽力いただくこととなります。

【川上彰久プロフィール】

新会長の川上氏は平成9年理事に就任され、平成27年6月副会長に就任するまで、支部や青年部会(旧青年部委員会)の発展に尽力しました。副会長として、就任時は総務委員会、青年部会を担当され、平成29年から総務委員会の担当を務めました。



鈴木前会長



川上新会長

副会長に選任されました。よろしくお願い申し上げます。

〈 〉内は担当委員会、部会、支部
※は新任

副会長

〈事業研修、茅ヶ崎北東
茅ヶ崎北西〉



和田 幸男
(有)サンエイト

〈総務、寒川〉



大川 信乃
(株)オーカワ

〈広報、青年部
藤沢北、藤沢北東〉



田中 靖一
(株)富士中商会

〈税制、厚生
藤沢南〉



相原 厚志
相和設備工業(株)

〈女性部・茅ヶ崎南〉



吉岡 耐子
(株)テクノサンキョー

〈組織、藤沢西
藤沢東〉



※田邊 勝利
(株)田辺工務店

2018年度新入会員紹介の優秀表彰者名 (順不同・敬称略) 於・第7回通常総会

支部表彰 (年度間入会数から退会数を差し引いた数値が多い上位3支部を表彰)

- ① 茅ヶ崎北西支部 ② 茅ヶ崎北東支部 ③ 藤沢南支部、藤沢西支部

個人表彰 ☆年度間紹介社数☆(数字は紹介社数)

- 11 櫻井 淳 (株)湘南セールスプロモーション
5 村上 進 (大旭建業(株))、横山 貢 (株)なんどき、安部 英夫 (安英建設(株))、
芦田 操 (A I G損害保険(株)藤沢支店)
4 田中 靖一 (株)富士中商会(株)、吉田 恵子 (有)湘南ひまわり、水嶋 聡 (有)水嶋企画
3 鈴木 勝貴 (鈴木運輸(株))、大川 信乃 (株)オーカワ、小柴 智彦 (株)ホームプラザサンヨー、
田中 康俊 (株)湘南社、山本 竺 (グリーンダック(株))、須田 陽子 (大同生命保険(株)湘南支社)
2 和田 幸男 (有)サンエイト、浅井 明美 (湘南センコー(株))、加茂 正司 (カントーテクノ(株))、
加藤 芳郎 (株)藤吉、山崎 愛 (大同生命保険(株)湘南支社)、永瀬あゆみ (大同生命保険(株)湘南支社)、
小山 希佳 (A I G損害保険(株)平塚支店)、原田 隆明 (A I G損害保険(株)平塚支店)、
津田 勝 (A I G損害保険(株)横浜営業支店)、白井 正嗣 (A I G損害保険(株)横浜営業支店)
1 川上 彰久 (株)さんこうどう、吉岡 耐子 (株)テクノサンキョー、田村 進 (宗鷗沼伏見稲荷神社)、
長谷川一夫 (株)長谷川土建、砂川 健太 (ネットワークプランニングサービス(株))、
山崎 正三 (株)サンコーハウジング)、岩澤 裕 (株)浜田屋、倉知 克則 (有)クラチ工業)、
澤邑 重夫 (社会保険労務士法人 澤)、小川 務 (大栄建設工業(株))、椎谷 敏行(株) (椎谷建設(株))、
松尾 栄三 (三光化学工業(株))、小林 治 (日欧事務機(株))、西尾雄一郎 (西尾建設(株))、
飯塚美沙子 (株)新和)、田村 清 (株)田村工務店)、河原 義久 (株)福田屋)、
浅井 永嗣 (湘南センコー(株))、加藤 覚 (株)カトー工業)、杉本 剛昭 (有)湘南測量)、
玉野井 潤 (有)ワールドタイル)、入澤ひろみ (有)泰明商事)、今井 正和 (有)今井厨房)、
矢野 久子 (ヤンテック(株))、小谷 利雄 (有)小谷木型製作所)、山本 和好 (株)山本工業)、
堀内 玲彦 (田舎鮎)、花村 一昇 (湘南撮影オフィス)、橋本 早記 (Present time)、
神谷 忠男 (賛助会員)、早川 隆子 (大同生命保険(株)湘南支社)、福長 淳 (大同生命保険(株)湘南支社)、
今津 奈央 (大同生命保険(株)湘南支社)、中山富貴子 (大同生命保険(株)湘南支社)、
大谷 真理 (大同生命保険(株)平塚営業所)、大神真理子 (大同生命保険(株)横浜支社)、
井口美津子 (大同生命保険(株)水戸支社)、鷲見 大光 (A I G損害保険(株)藤沢支店)、
武内伸一郎 (A I G損害保険(株)横浜営業支店)、市川 陽平 (A I G損害保険(株)平塚支店)、
山田 幹 (A I G損害保険(株)平塚支店)、石田 貴雄 (A I G損害保険(株)相模原支店)、
小林 泉介 (株)アップル (A I G代理店)、稲葉 浩平 (株)アスリード (A I G代理店)、
藤森 善広 (株)THREE・PEACE (A I G代理店)、新井 知浩 (ほけん設計(株)) (A I G代理店)、
塩澤 和史 (株)TRITRUST (A I G代理店)、岡田 朋之 (株)アスノ (A I G代理店)、
吉田 禎輔 (株)T S K (A I G代理店)、山本 武正 (株)ネクストコンサルティング (A I G代理店)、
山本 晋矢 (FINE) (A I G代理店)

団体感謝状

大同生命保険株式会社湘南支社、AIG損害保険株式会社藤沢支店

2018年度 正味財産増減計算書

2018年4月1日から2019年3月31日まで (単位: 円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	8,910,000	8,554,772	355,228	
(1) 特定資産受取利息	30,000	30,602	△ 602	利息
(2) 特定資産受取賃借料	8,880,000	8,524,170	355,830	会館テナント家賃等
2. 受取会費	38,550,000	38,588,200	△ 38,200	
(1) 正会員受取会費	37,650,000	37,602,700	47,300	年会費
(2) 賛助会員受取会費	900,000	985,500	△ 85,500	年会費
3. 事業収益	876,500	733,500	143,000	
(1) 研修会事業収益	496,500	485,500	11,000	研修会等負担金
(2) 募金収益	200,000	128,000	72,000	チャリティゴルフ大会収益
(3) 広告事業収益	180,000	120,000	60,000	機関誌の広告料
4. 受取補助金	19,062,900	19,488,282	△ 425,382	
(1) 都道府県補助金	1,630,000	1,781,382	△ 151,382	
(2) 全法連助成金振替額	17,382,900	17,382,900	0	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	50,000	324,000	△ 274,000	
5. 雑収益	1,280,500	1,650,976	△ 370,476	
(1) 受取利息	500	300	200	利息
(2) 雑収益	1,280,000	1,650,676	△ 370,676	
経常収益計	68,679,900	69,015,730	△ 335,830	
(ii) 経常費用				
給料手当	19,500,000	19,313,654	186,346	職員給与と手当等
退職給付費用	1,030,000	1,030,000	0	職員退職金積立
福利厚生費	3,030,544	3,087,917	△ 57,373	社会保険料等
旅費交通費	2,709,160	2,378,032	331,128	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	4,430,620	4,688,132	△ 257,512	切手、葉書、運送料等
減価償却費	2,145,746	2,145,746	0	
消耗什器備品費	1,529,604	1,508,351	21,253	
消耗品費	2,856,284	2,605,361	250,923	事務用品等
修繕費	6,408,000	6,006,580	401,420	
印刷製本費	6,660,256	6,917,571	△ 257,315	機関誌印刷費等
光熱水料費	550,000	784,111	△ 234,111	電気、水道代
賃借料	119,232	89,132	30,100	
事務所管理費	1,506,504	1,739,926	△ 233,422	
会場費	282,640	319,958	△ 37,318	会場費等
保険料	225,000	234,520	△ 9,520	
諸謝金	3,513,400	3,396,168	117,232	セミナー等講師料
租税公課	1,659,800	1,419,500	240,300	
会議費	7,595,360	8,754,178	△ 1,158,818	会議飲食代等
委託費	4,189,112	4,186,700	2,412	
支払負担金	1,720,520	1,639,827	80,693	
支払寄付金	345,000	249,000	96,000	
渉外慶弔費	300,000	278,816	21,184	
表彰費	927,120	907,212	19,908	
支払手数料	568,800	564,056	4,744	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	12,480	17,520	
経常費用計	73,832,702	74,256,928	△ 424,226	
当期経常増減額	△ 5,152,802	△ 5,241,198		
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 5,222,802	△ 5,311,198	88,396	
一般正味財産期首残高	216,437,036	216,437,036		
一般正味財産期末残高	211,214,234	211,125,838		
II 正味財産期末残高	211,214,234	211,125,838	88,396	

2019年度 正味財産増減予算書

2019年4月1日から2020年3月31日まで

(単位：円)

科 目	2019 年度予算	2018 年度予算	増 減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				
i. 経常増減の部				
(i) 経常収益				
1. 特定資産運用益	7,319,620	8,910,000	△ 1,590,380	
(1) 特定資産受取利息	30,000	30,000	0	利息
(2) 特定資産受取賃借料	7,289,620	8,880,000	△ 1,590,380	会館テナント家賃等
2. 受取会費	37,750,000	38,550,000	△ 800,000	
(1) 正会員受取会費	36,750,000	37,650,000	△ 900,000	年会費
(2) 賛助会員受取会費	1,000,000	900,000	100,000	年会費
3. 事業収益	836,500	876,500	△ 40,000	
(1) 研修会事業収益	496,500	496,500	0	研修会等負担金
(2) 募金収益	160,000	200,000	△ 40,000	チャリティーゴルフ大会収益
(3) 広報事業収益	180,000	180,000	0	
4. 受取補助金	20,062,100	19,062,900	999,200	
(1) 都道府県補助金	1,830,300	1,630,000	200,300	
(2) 全法連助成金振替額	18,111,800	17,382,900	728,900	全法連による助成金
(3) 全法連補助金	120,000	50,000	70,000	
5. 雑収益	1,268,572	1,280,500	△ 11,928	
(1) 受取利息	300	500	△ 200	利息
(2) 雑収益	1,268,272	1,280,000	△ 11,728	
経常収益計	67,236,792	68,679,900	△ 1,443,108	
(ii) 経常費用				
給料手当	19,600,000	19,500,000	100,000	職員給与と手当等
退職給付費用	472,500	1,030,000	△ 557,500	職員退職金積立
福利厚生費	3,128,656	3,030,544	98,112	社会保険料等
旅費交通費	2,870,500	2,709,160	161,340	通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	5,774,455	4,430,620	1,343,835	切手、葉書、運送料等
減価償却費	1,882,583	2,145,746	△ 263,163	
消耗什器備品費	1,537,084	1,529,604	7,480	
消耗品費	2,431,670	2,856,284	△ 424,614	事務用品等
修繕費	408,000	6,408,000	△ 6,000,000	
印刷製本費	6,906,264	6,660,256	246,008	機関誌印刷費等
光熱水料費	710,000	550,000	160,000	電気、水道代
賃借料	102,940	119,232	△ 16,292	
事務所管理費	1,538,052	1,506,504	31,548	
会場費	247,600	282,640	△ 35,040	会場費等
保険料	663,750	225,000	438,750	
諸謝金	3,549,000	3,513,400	35,600	セミナー等講師料
租税公課	1,500,700	1,659,800	△ 159,100	
会議費	7,447,900	7,595,360	△ 147,460	会議飲食代等
委託費	4,225,316	4,189,112	36,204	
支払負担金	1,700,520	1,720,520	△ 20,000	
支払寄付金	345,000	345,000	0	
渉外慶弔費	300,000	300,000	0	
表彰費	949,260	927,120	22,140	
支払手数料	574,400	568,800	5,600	顧問料、各種振込手数料他
雑費	30,000	30,000	0	
経常費用計	68,896,150	73,832,702	△ 4,936,552	
当期経常増減額	△ 1,659,358	△ 5,152,802	3,493,444	
ii. 経常外増減の部				
(i) 経常外収益				
経常外収益計	0	0		
(ii) 経常外費用				
法人税及び住民税	70,000	70,000	0	
経常外費用計	70,000	70,000	0	
当期経常外増減額	△ 70,000	△ 70,000	0	
他会計振替額				
当期一般正味財産増減額	△ 1,729,358	△ 5,222,802	3,493,444	
一般正味財産期首残高	211,214,234	216,437,036		
一般正味財産期末残高	209,484,876	211,214,234		
II 正味財産期末残高	209,484,876	211,214,234	△ 1,729,358	

消費税の軽減税率について

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられます。
今回は、その引き上げと同時に実施される消費税の軽減税率制度についてご紹介したいと思います。

1 消費税の軽減税率制度の概要

10%への税率引き上げに伴う低所得者への配慮の観点から、次の(1)及び(2)の品目の譲渡を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度の対象であれば、税率は8%となります。

(1) 飲食料品

食品表示法に規定する食品（酒類を除く）をいい、人の飲用又は食用に供される飲食料品（医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除く）とされています。

ただし、飲食料品の譲渡でも、外食やケータリング、出張料理等による譲渡等は対象となりません。

(2) 新聞

「〇〇新聞」「日刊〇〇」といった題号を用い、政治、経済、社会、文化等の一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるものをいい、定期購読契約に基づくものに限られます。

2 帳簿および請求書の保存について

軽減税率制度の実施に伴い、消費税の納税義務者である法人が仕入税額控除制度を受けるためには、次の(1)の帳簿の保存と、次の期間に応じ、(2)または(3)の保存方式で記載された請求書の保存が要件となります。

(1) 次の事項が記載された帳簿

- ①課税仕入の相手方の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④対価の額

(2)2019年10月1日から2023年9月30日までの期間

区分記載請求書等保存方式（軽減対象資産の譲渡等である旨などを記載した請求書等）

(3)2023年10月1日以降の期間

適格請求書等保存方式（適格請求書発行事業者が交付する適格請求書）

3 取引価格の総額表示について

消費者に商品の販売やサービスの提供を行う課税事業者が、値札やチラシなどにおいて、あらかじめその取引価格を表示する際には、消費税額を含めた価格（総額）を表示することが義務付けられています。

ただし、2021年3月31日までの期間に限り、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じていれば、税抜価格のみの表示などを行うことができます。

（例：〇〇〇円（税抜）、〇〇〇円（税別）、〇〇〇円（本体価格）、〇〇〇円＋消費税 など）

4 免税事業者の方に留意して頂きたいこと

軽減税率制度の実施により、課税事業者が仕入税額控除を行うためには、区分記載請求書等の保存が必要となります。

そのため、消費税の納税義務が免除され申告の必要がない免税事業者であっても、取引先が消費税の課税事業者であれば、区分記載請求書等保存方式で記載された請求書等の交付を求められることがあります。

5 終わりに

軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売事業者等が、複数税率に対応しているレジや受発注システム等を2019年9月30日までに導入・改修、支払いを完了し、2019年12月16日までに補助金を申請すると、その経費の一部を補助してくれる「消費税軽減税率対策補助金」のご利用もご検討ください。

また、2019年10月以降9か月間、クレジットカード会社などのキャッシュレス決済で消費者に購入してもらおうと、消費者にポイント還元される「キャッシュレス消費者還元事業」が予定されています。ポイント還元率は中小・小規模事業者などは5%、フランチャイズチェーン店加盟の中小・小規模事業者などは2%になる見込みです。

これを機にキャッシュレス決済を導入して、集客を行うのも一つの方法かもしれないですね。

詳細は下記用語で検索若しくは下記URLを参照してください。

「消費税軽減税率対策補助金」・・・<http://kzt-hojo.jp/>

「キャッシュレス消費者還元事業」・・・<https://cashless.go.jp/>

「知って得する？」社労士の独り言 第31回

健康保険法の一部改正とマイナンバーカードの利用促進について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

健康保険ではかねてから医療費の財政負担の増大が指摘され、平成30年10月から国内在住の健康保険被扶養者認定事務が変わり、続柄と生計維持関係の確認の強化がされました。これに伴い「海外在住者の扶養者の方の現在状況の確認」も行われました。平成30年4月からは外国人労働者の受け入れ拡大により、更に医療費の財政負担が増す懸念が出てきました。このため医療保険制度全般を見直す「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」が2月15日に国会に提出され、5月15日に可決・成立し、5月22日に公布されました。

I. 改正法の趣旨は、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。」とされています。

II. 改正法の概要 抄

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）】施行日：公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日

5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、国民年金法、国民健康保険法】

①被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。施行日：H32/4/1

②市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。施行日：H31/5/22

7. その他：未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

施行日：H31/5/22

※2.3.4. および6. 省略（下記参考情報をご参照ください。）

この法律の成立により、今まで医療保険で被扶養者（家族）は一定の要件を満たせば居住地や国籍にかかわらず適用されましたが、原則として日本で暮らす家族に限定されました。

ただし、留学や海外赴任への同行などで一時的に海外に生活拠点を移すが、再び国内を生活拠点とする場合などは例外とされ、具体的な要件を省令で定めるとしています。

また、年金についても、厚生年金に加入している方の配偶者が、将来、国民年金を受給できるのは原則として日本に住む場合に限定されました。

このほか被扶養者（家族）の資格に居住要件が付いたこと及び、マイナンバーカードに健康保険証の情報を載せることが可能となり、医療機関を受診する際に健康保険証の代わりにマイナンバーカードを利用（保険証との併用）できるようにするとしています。これに関して、6月4日に第4回デジタル・ガバメント閣僚会議が開催され「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（案）」として次の三点が示されました。

1. 自治体ポイントの実施

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

①マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。

②全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。

③令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

これから外国人労働者の雇用機会が増えると思います。手続き等の面からも細かな改正情報に注視していきたいと思います。

【参考情報】

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要：

<https://www.mhlw.go.jp/content/198-01.pdf>

デジタル・ガバメント閣僚会議（第4回）

*マイナンバーカードの普及促進等のポイント

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/siryou1-1.pdf>

*マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（案）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/dai4/siryou1-2.pdf>

5/19日

参加人数38名

藤沢北東支部バーベキュー大会(弁慶果樹園)



5/26日

参加人数27名

青年部会海岸清掃ボランティア(片瀬海岸西浜)



6/2日

参加人数154名

茅ヶ崎三支部合同地引網大会(カネサ網)



6/17日

参加人数18名

税務経営セミナー(藤沢法人会館)



事業研修委員会が主催する税務経営セミナーでは、株式会社 Ideal Works代表の井手美由樹氏(中小企業診断士)をお招きし、“軽減税率導と知って得するキャッシュレスポイントのしくみ”と題し研修会を行いました。



全法連・県法連功労者表彰者名

〈敬称略〉

於・全法連・県法連功労者表彰式

全法連功労者表彰受彰者

岩澤 裕 〈株浜田屋〉、田村 進 〈宗鵠沼伏見稲荷神社〉

県法連功労者表彰受彰者

川上 彰久 〈株さんこうどう〉、浅井 明美 〈湘南センコー(株)〉、伊藤 和司 〈株ユーコーテレコム〉、小柴 智彦 〈株ホームプラザサンヨー〉、仲手川 裕 〈有仲手川商店〉

新入会員のご紹介

■平成31年4月入会

支部	区分	法人名 / 屋号	代表者名	所在地	電話	業種
藤沢南	8 正	(有)湘南サウンドオフィス	八木 健一	片瀬2-4-11	0466(29)5736	音楽事務所
藤沢北	6 正	N's works(株)	中村 高文	葛原398-1	0466(53)7869	金属製造業
藤沢北	7 正	SEKIDO(株)	関戸 雅聡	宮原3500	0466(47)0833	建築業
茅ヶ崎南	4 正	(株)Mellow Works	保利 貴史	松が丘2-6-52	0467(88)6355	建設業
茅ヶ崎南	6 正	新青設備(株)	青木英太郎	幸町11-8	0467(53)8673	管工事
茅ヶ崎北東	2 正	(株)アップクリーン	上野 良洋	円蔵1386	0467(38)8101	清掃業
藤沢南	2 賛	ネイル&アイラッシュきらら	吉田 一子	南藤沢2-1-1 フジサワ名店ビル1F	0466(50)8650	ネイルサービス業
藤沢北	6 賛	ガレージTOKU	徳増 一博	葛原395-1	080(5657)2407	自動車钣金

■令和元年5月入会

支部	区分	法人名 / 屋号	代表者名	所在地	電話	業種
茅ヶ崎南	9 正	(株)横浜銀行 茅ヶ崎南口支店	太田 千春	共恵1-2-21	0467(58)2110	銀行業
寒川	6 正	(株)J-NET LINE	笠井 岳司	倉見888-1	0467(39)5701	運送業
茅ヶ崎南	6 賛	海かぜ	清水 雄一	幸町2-10 ジョイ茅ヶ崎パート1 2F	0467(53)8624	飲食店
寒川	5 賛	青山大寿司	木村 光晴	宮山6-3	0467(74)0530	飲食店

※区分の正は正会員、賛は賛助会員になります。



「胆のう結石症」

●胆のう結石症とは、胆のう内に結石を認める疾患です。

●胆のう結石は形成される原因により次のように分類されます。

(1) コレステロール胆石(脂質代謝異常に伴う過飽和胆汁生成により形成)。

(2) 色素胆石: ①ビリルビンカルシウム石(胆道の細菌感染により形成)、②黒色石(溶血や代謝異常に伴うビリルビン重合体形成により生じる)。加えて、胆のう収縮能低下、腸管機能低下、脂質異常症(特に高トリグリセリド血症)、急激な体重減少、食生活習慣などが形成に関連しています。

●**症状**: 脂肪分の多い食事を摂取して数時間後に突然起こる右季肋部痛(背部に放散することが多い)や嘔気・嘔吐が多く、急性胆のう炎を合併すると発熱、黄疸も加わります。検診の際に診断された無症状胆石の場合、有症状化は年率2~4%で、危険因子は複数胆石、胆のう造影陰性、若年者です。

●**診断のための検査**:

通常は腹部超音波検査を行います。診断が不確実な場合や精査にはCT、MRI(MRCP)検査を追加します。

●治療

(1) 有症状の胆のう結石症の場合、治療の基本は胆のう摘出術です。腹腔鏡下胆のう摘出術が第1選択ですが、高度炎症例、胆のう癌の疑いのある症例、妊娠例に対しては多くの場合、開腹術が選択されます。

(2) 無症状の胆のう結石の場合: 原則として経過観察とします。ただし、結石多数例、胆のう造影陰性例、癌を否定できない壁肥厚例、超音波による胆のう内評価が十分できない例(胆のうの萎縮例や胆石の充満例、等)では相談のうえ手術を行うかどうかを決定します。

(3) 石灰化のないコレステロール胆石で胆のう内に浮遊する小結石(直径15mm未満)の場合: 胆のう機能が正常(胆汁を5~10倍に濃縮する機能と胆汁排出時の収縮能が良好)であれば、胆汁酸製剤(ウルソデオキシコール酸製剤やケノデオキシコール酸製剤)による経口溶解療法が有効であり、胆石が残存した場合でも無症状化することが少なくありません。経口溶解療法の治療効果を3~6カ月毎に腹部超音波検査で評価します。

(4) 石灰化のない孤立性コレステロール石(直径20mm未満)で胆のう機能が正常の場合: 体外衝撃波碎石も有効であり、治療の選択肢となります。

●**経過観察する場合**: 胆のう結石症を胆のう癌の危険因子とする明らかなエビデンスは現時点ではありませんが、胆のう癌患者では胆のう結石の合併が高率であるため、腹部超音波検査等による定期的(3~12ヶ月毎)な観察が必要です。胆のう結石と胆のう癌の因果関係については、胆石保有期間が長いほど、結石量(数と体積)が多いほど胆のう癌の発生率が高いとされています。

地域の会員企業紹介

有限会社 英国館 (イギリスカン)

- 業種** オーダーメイド紳士服、ワイシャツ
事業内容 職人仕立ての本格派紳士服仕立て
代表者 内山 明夫
住所 藤沢市本町 1-3-39
電話 0466 (27) 6226
FAX 0466 (27) 6227
URL <http://england.kir.jp>
メール england@roro.jp
F B akio.uchiyama1



株式会社 湘南技研

- 業種** プレス加工、樹脂成形加工、組立製造業
事業内容 精密プレス加工、一体成形加工、組立加工までが金型・治工を含め一貫体制にあります。
代表者 栗田 光郎
住所 綾瀬市早川 2647-11 (早川工業団地内)
電話 0467 (70) 2061
FAX 0467 (76) 7576
URL <http://shonangiken.jp>
メール shonangiken@forest.ocn.ne.jp



有限会社 古宮工務店

- 業種** 不動産取引・建築工事一式
事業内容 不動産仲介業
 不動産売買
 建築工事一式
代表者 代表取締役 古宮 竹澄
住所 茅ヶ崎市香川 4 丁目 14 番 22 号
電話 0467 (81) 5517
FAX 0467 (82) 6124
メール komiya2-chi@kfd.biglobe.ne.jp



☆不動産のことなら何でも相談下さい☆

会報広告掲載 チラシ広告封入サービスのご案内

藤沢法人会では会報誌『しおかぜ』を年6回(奇数月)に発行しています。会報誌面広告の他に、会報誌発送の際のチラシ広告封入サービスを始めました！企業PRや各種イベント・セミナー案内、販売促進にご活用下さい。

●会報広告掲載は、

- カラー全面 (裏表紙) → **30,000円**
 カラー全面 (中 頁) → **20,000円**
 カラー半面 (中 頁) → **10,000円**
 カラー1/3面 (中 頁) → **5,000円**
 カラー1/4面 (中 頁) → **3,000円**

金額はすべて税込。完全版下原稿でお申込み願います。

地域の会員企業紹介ページは無料です。

●チラシ広告封入は、A4サイズ1枚10円(税込)

※封入枚数分事前にご用意下さい。

※配達エリアを藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町に分けることも出来ます。(指定がない場合は全域(約3500件)となります。)

会報誌面広告とチラシ広告封入の申込や、チラシ納品から封入までのスケジュールについてのお問い合わせは、事務局 木村まで。

電話 0466 (22) 6444



おじゃましました

会員訪問

オンザピッグスバック

vol.026 湘南の食堂「ON THE PIG'S BACK」さん

美味しい食事と楽しいイベント目当ての人が集まるレストラン

お店の中を覗きこむ豚のオブジェがユニーク！いかにも湘南らしい開放的な雰囲気が漂うお店「オンザピッグスバック」は、辻堂駅から海岸方面に向かうサーファー通り沿いにあります。

店名の由来は“幸運を運ぶ豚”。「イタリアでは、豚は幸運の象徴なんです。ポーク料理を食べることで、お腹だけでなく心も満たして、幸せを呼び込んでほしい」。そう話すのは店長の吉田宏介さん(44歳)。

学生時代に世界各国を旅したのち、東京青山にイタリアンの店を構えたプロの料理人です。「2年ほど前、ビーチライフを楽しみながら暮らしたい。湘南の食材を使った料理を提供し、気軽に人が集まる海辺の食堂のようなお店を作りたいという想いが膨らみ、この地にオープンしました」。

吉田シェフの料理はもちろんお墨付き。メインは肉料理とパスタですが、注文に迷うほど魅力的なメニューがズラリ。なかでも、「湘南オリーブポーク」を一頭買いした豚料理やオリジナルのミートパスタは絶品です。ぜひお試しを！！

2階は、靴を脱いで上がる広めのスタジオとなっていて、ライブや料理教室、ヨガやワークショップ、ギャラリーなど、これまでさまざまなイベントが開催されました。まさに理想としていた形が実現、地元住民やピッグファンの交流の場となっています。

1階25席、個室2階30席～、テラス20席、全70席～。「打ち上げ、懇親会、ママ会、ワンコ会、忘新年会等なんでも大歓迎。ご予約お待ちしております！」



▲「超粗挽きハンバーグ」。湘南オリーブポークの部位6種を使用したステーキのようなハンバーグ。

◀吉田シェフの「毎日食べたいくなるパスタ107」(主婦の友社)も参考に！



▲2階スペースは毎日曜10:00～はヨガ教室を開催。

幹事様やイベント主催者の方、どしどしお問い合わせをお待ちしています！



▲30～50人の立食パーティも可能です。



▶大型スクリーンつき貸し切りもOK！

◀ウクレレ奏者こはるさんの隣は、看板犬フエルちゃん。



▶「神奈川ブランド」サポート店に認定されている。



オンザピッグスバック

ON THE PIG'S BACK

住所 / 神奈川県藤沢市辻堂西海岸1-10-2

TEL: 0466-86-5785

アクセス / JR東海道本線「辻堂駅」南口より
江ノ電バス「鵜沼車庫前」行き約6分
「辻堂東海岸」下車すぐ

営業時間 / 11:30～15:00
18:00～23:00
不定休



湘南経理代行株式会社

経理代行

経理をアウトソーシングして、コストカット&本業に集中

経理に関してこんなお悩みありませんか？



- ✓ 経理担当の**社員が退職**して、誰にお願いすればよいか困っている
- ✓ 経理事務・経理部門のコスト削減を行い、**合理化**を図りたい
- ✓ 今は社員に経理を任せているが、本当は**社員以外**に経理をお願いしたい
- ✓ 経理や会計、帳簿の付け方が全く分からないので、**プロに任せたい**

湘南経理代行株式会社にお任せください

経理代行の メリット


生産性向上
クラウド化
システム活用
マニュアル化


コスト削減
人件費削減
採用費削減
教育費削減


本業へ集中
営業へ集中
実務へ集中
事務作業の削減


属人化防止
業務の見える化
マニュアル化
退職リスク回避


不正防止
不正防止
悪用防止
情報漏洩防止

充実の サービス 内容

 **記帳**

 **給与計算**

 **銀行振込**

 **請求書発行**

＼ お問合せ・無料見積もりはFAXもしくはお電話で承ってます ／

FAX 0466-25-6968 TEL 0466-21-8601

運営 湘南経理代行株式会社

営業時間 9:00～17:00（土日祝日を除く）

住所 神奈川県藤沢市鵠沼石上
1-1-15 藤沢リラビル4F

HP <http://経理代行.jp/shonan/>